

情況にかんがみ、この間における出産力の推移の真相を明らかにして、人口問題研究に緊急不可欠の基礎資料をうることを目的とする。

二、調査の客体及び方法

標本調査の方法により全国の夫婦の一千分の一を抽出し、他計主義による調査を行う。またとくに調査夫婦の一部について産児調節の状況に関する秘密、自計主義による調査を行う。標本の抽出及び調査の実施は総理府総計局の労働力調査に附帯させる。なお本調査に先立つて別に試験調査を行う。

三、調査の期日

試験調査 昭和二十七年五月中旬
本調査 昭和二十七年七月一日

四、調査項目

A 一般的事項

- 1 世帯の所在地
 - 2 夫妻の出生年月
 - 3 同、教育程度（就学年数）
 - 4 同、平常の職業及び従業上の地位（無業者についてはその前職及びその従業上の地位）
- ### B 出産歴に関する事項
- 1 婚姻に関する事項
 - イ、実際の婚姻年月
 - ロ、婚姻届出年月
 - ハ、夫妻の初婚再婚の別
 - 2 出生児に関する事項
 - イ、出生順位
 - ロ、男女の別

ハ、出生年月

ニ、双生児の有無

ホ、現在の生死の別

ヘ、死亡児の死亡時の年齢

ト、戦争による死亡か否かの別

3 死流産胎児に関する事項

イ、妊娠の順位

ロ、男女又は不明の別

ハ、死流産の年

ニ、出生児の出生順位区別別にみた死流産発生の時期

ホ、胎児の月数

ヘ、自然死流産か否かの別

其の他の参考事項

C 別居に関する事項

1 一年以上の別居期間の有無

ロ、その回数及び期間

2 産児調節に関する事項（妻の年齢四九歳以下の夫婦の一部について）

イ、住所の市郡の別

ロ、夫妻の出生年月、婚姻年月、初婚再婚の別、職業、教育程度

ハ、現在までの妊娠及び出産事情

ニ、受胎調節実行の有無

ホ、右実行者の実行開始期までの妊娠及び出産事情

ヘ、過去及び現在の調節方法

ト、調節失敗後の妊娠の処置

チ、産児調節についての意見、感想等

以上

優生保護法の改正

優生保護法の一部を改正する法律は昭和二十七年五月一七日付官報で法律第一四一号として公布された。今度の改正は個人負担経費の軽減、手続事務の簡素化、医師会による自主的運営と合理化などを主旨として行われたものであるが、今度の改正が昭和二三年本法施行後累年著増傾向をしめし、きてきている人工妊娠中絶の今後の推移に及ぼす影響は極めて大きいであろう。

今度の改正で最も注目される点は人工妊娠中絶が單に母体の健康保護のために行われる場合（第一四條第四号）または暴行の結果による妊娠の中絶の場合（同第五号）でも従来のような審査を必要とせず医師の認定のみによつて行われようになつたことである。また本改正は遺伝性でない精神病についても人工妊娠中絶や優生手術を認めるとともに（第一四條第一号、第三條第一号、第一二條）、母体の生命または健康保護のために許されていた優生手術を本人だけでなくその配偶者についても行いうることとした（第三條第二項）。

なお、本改正により受胎調節の实地指導は、医師以外には、特定の訓練を受けた看護婦、保健婦、助産婦に限定されるに到つた点もいろいろの意味で注意すべき点であろう（第一五條）。

その他、旧法による優生結婚相談所が優生保護相談所と改められ、都道府県及び保健所を設置する市はその設置の義務を負わせられ、末端の地区優生保護審査会は廃止され、罰則による罰金金額の改正も行われた。

要之、人工妊娠中絶が事実上大幅に自由簡易になつたことと、その運営が全く医師会の手によつて行われるようになった点に特色があり、世界に類例のないこの種法律の今後の運営の如何は人口政策的見地からも特段の注視を必要としよう。

改正法律により旧法を補正した優生保護法の全文を掲げれば以下のように、ゴジック文字は今度の改正による重要な改正箇所であることをしめす。但し多少の字句の改正、一部改正に伴う機械的な字句條章の変更等は特示してない。

優生保護法

昭和二十三年七月公布
昭和二十五年五月改正
昭和二十七年五月改正

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で優生手術とは生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

2 この法律で人工妊娠中絶とは胎児が母体外において、生命を保持することができない時期に人工的に、胎児及びその附屬物を母体外に排出することをいう。

第二章 優生手術

(医師の認定による優生手術)

第三條 医師は左の各号の一に該当する者に対し本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む、以

下同じ)があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一、本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの。

二、本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの。

三、本人又は配偶者が癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

四、妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの。

五、現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

2 前項第四号及び第五号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。

3 第一項の同意は配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

(審査を要件とする優生手術の申請)

第四條 医師は診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めると

きは、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。

(優生手術の審査)

第五條 都道府県優生保護審査会は、前條の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定してその結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

(再審査の申請)

第六條 前條第一項の規定によつて優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同條同項の通知を受けた日から二週間以内に中央優生保護審査委員会に対して、その再審査を申請することができる。

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

(優生手術の再審査)

中央優生保護審査会は、前條の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、

その結果を再審査の申請者、優生手術を皮くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第八條 第四條の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は中央優生保護審査会に対し、第五條第一項の審査又は前條の再審査に関して、事実又は意見を述べることができる。

(訴の提起)

第九條 中央優生保護審査会の決定に対して不服のある者は、第七條の通知を受けた日から一箇月以内に訴を提起することができる。

(優生手術の実施)

第十條 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第五條第二項の医師が優生手術を行う。

(費用の国庫負担)

第十一條 前條の規定によつて行ひ優生手術に関する費用は、政令の定めるところによつて、国庫の負担とする。

(精神病患者等に対する優生手術)

第十二條 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神薄弱に罹つてゐる者について、精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十條(後見人、配偶者、親権者を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一條(市町村長が保護義務者とな

なる場合)に規定する保護義務者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

第十三條 都道府県優生保護審査会は前條の規定による申請を受けたときは、本人が同條に規定する精神病又は精神薄弱に罹つてゐるかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定してその結果を、申請者及び前條の同意者に通知する。

2 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があつたときは、優生手術を行うことができる。

第三章 母性保護

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第十四條 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という)は、左の各号に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一、本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの。

二、本人又は配偶者の四親等以内の血族關係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの。

三、本人又は配偶者が癲疾に罹つてゐるもの
四、妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理

由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの。

五、暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの。

2 前項の同意は配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

3 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病患者又は精神薄弱者であるときは精神衛生法第二條(後見人、配偶者、親権者を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一條(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意をもつて本人の同意となすことができる。

(受胎調節の実地指導)

第十五條 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはならない。但し子宮腔内に避妊用の器具をそう入する行為は、医師でなければ業として行つてはならない。

2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。

第四章 優生保護審査会

(優生保護審査会)

第十六條 優生手術に関する適否の審査その他

の法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため優生保護審査会をおく。

(種類と権限)

第十七條 優生保護審査会は中央優生保護審査会及び都道府県優生保護審査会とする。

2 中央優生審査会は厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する適否の再審査を行う外、この法律で定める優生保護上必要な事項を処理する。

3 都道府県優生保護審査会は、都道府県ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、優生手術に関する適否の審査を行う。

(構成)

第十八條 中央優生保護審査会は委員二十五人以上以内で、都道府県優生保護審査会は委員十人以上以内で、これを組織する。

2 各優生保護審査会において、特に必要があるときは、臨時委員会をおくことができる。

3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護審査会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護審査会にあつては都道府県知事がそれぞれ、これを命ずる。

4 各優生保護審査会に委員の互選による委員長一人を置く。

5 都道府県優生保護審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三條(報酬及び費用弁償)の規定を準用する。

(委任事項)

第十九條 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護審査会の運営に関して必要な事項は命令でこれを定める。

第五章 優生保護相談所

(優生保護相談所)

第二十條 優生保護の見地から結婚の相成に応じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生保護相談所を設置する。

第二十一條 都道府県及び保健所を設置する市は優生保護相談所を設置しなければならない。

2 前項の優生保護相談所は保健所に附置することができる。

3 都道府県及び保健所を設置する市は優生保護相談所を設置しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を受けなければならない。

4 国は第一項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の一部を補助することができる。

第二十二條 国、都道府県及び保健所を設置する市以外の者は、優生保護相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

2 前項の優生保護相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。

(名称の独占)

第二十三條 この法律による優生保護相談所でない

ければ、その名称に優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(委任事項)

第二十四條 この法律で定めるものの外、優生保護相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 届出、禁止その他

(届出)

第二十五條 医師又は指定医師は、第三條第一項、第十條、第十三條第二項又は第十四條第一項の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その月中の手術の結果を取りまとめ翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届けなければならない。

(通知)

第二十六條 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第二十七條 優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術の審査若しくは施行の事務又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所の職員は職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)

第二十八條 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない。

第七章 罰則

(第十五條第一項違反)

第二十九條 第十五條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(第二十二條違反)

第三十條 第二十二條の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで、優生保護相談所を開設したものは、これを五万円以下の罰金に処する。

(第二十三條違反)

第三十一條 第二十三條の規定に違反して、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

(第二十五條違反)

第三十二條 第二十五條の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

(第二十六條違反)

第三十三條 第二十七條の規定に違反して、故なく人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下以下の罰金に処する。

(第二十八條違反)

第三十四條 第二十八條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは三年以下の懲役に処する。

附則

(施行期日)

第三十五條 この法律は公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際、都道府県及び保健所を設置する市が設置している優生結婚相談所は改正後の第二十一條第三項(厚生大臣の設置についての承認)の規定による承認を受けて設置した優生保護相談所とみなす。

3 改正前の第二十二條(優生結婚相談所設置の認可)の規定による優生結婚相談所の設置の認可は改正後の第二十二條(優生保護相談所の設置の認可)の規定による優生保護相談所の設置の認可とみなす。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第二十号を次のように改める。

二十 優生保護相談所の設置を承認し又は認可し、及び優生保護相談所に関する基準を定めること。

(関係法律の廃止)

第三十六條 国民優生法(昭和十五年法律、第七号)は、これを廃止する。

(罰則規定の効力の存続)

第三十七條 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前條の法律は、この法律施行後もなおその効力を有する。

(届出の特例)

第三十八條 第二十五條の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届出に関する規定)の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

別表

一、遺伝性精神病

精神分裂病、そううつ病、てんかん

二、遺伝性精神薄弱

三、顯著な遺伝性遺伝精神病質

顯著な性欲異常、顯著な犯罪傾向

四、顯著な遺伝性身体疾患

ハンチントン氏舞蹈病、遺伝性脊髄性運動失調症、遺伝性小脳性運動失調症、精性進行性筋い縮症、進行性筋性栄養障がい症筋緊張病、先天性筋緊張消失症、先天性軟骨發育障がい、白兒、魚りんせん、多発性軟性神經纖維しゆ、結節性硬化症、先天性表皮水ぼう症、先天性ポルフィリン尿症、先天性手掌しよ角化症、遺伝性視神經い縮、網膜色素変性、全色盲、先天性眼球震とう、青色きょう膜、遺伝性の難聴又はつんぼ、血友病

五、強度な遺伝性奇型

裂手、裂足、先天性骨欠損症

昭和二十六年における優生

保護法の実施状況

優生保護法の昭和二十六年における実施状況については原厚生省公衆衛生局庶務課より優生保護法関係統計(一)及び(二)として発表されているが、その中とくに人口問題上重要な数字を一括表示すれば左のとおりである。なお本表による人工妊娠中絶数は胎児の月数四カ月未満のものも含む全部で、四カ月以上のものについてののみ集計されている普通の公表数字と差異のある点を注意されたい